

平成21年度

外部評価結果報告書

平成21年10月

会津若松市外部評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	外部評価対象施策	2
3	評価区分及び考え方	5
4	外部評価結果	6
5	おわりに	15

参考資料

1	会津若松市外部評価委員会委員名簿	1
2	会議経過	1
3	会津若松市外部評価委員会開催要綱	2

1 はじめに

行政評価の取り組みについては、その必要性、重要性から数多くの自治体で取り組みが進められている。

会津若松市では、平成13年度から行政評価の取り組みを始め、政策・施策の目的を明確にしたうえで、その目的に沿って行う行政の活動量と、結果として得られる成果を計測し、妥当性、効率性、公共性・公平性、必要性等の観点から、施策・事務事業の評価を実施してきた。

外部評価は、これら行政内部における評価のみではなく、いわゆる第三者の視点から客観的に施策等に対する評価を行い、市の最終評価の参考に資するため、平成17年度より実施しているものである。

本市に限らず他の自治体でも様々な方法により、外部評価に取り組んでいるが、行政評価システムそのものが確立されたものではないことから、外部評価についてもそれぞれの自治体でそれぞれの状況に応じ、独自に取り組んでいるのが現状である。

本市においては、外部評価の充実を図るため、平成18年度より、市が選定した施策に加えて、外部評価委員会においても施策を選定するとともに、平成19年度より、学識経験者等の委員を1名増やし、委員会における議論を深め、評価を行ってきたところである。

外部評価の取り組みは5年目を迎えているが、評価の対象となる施策についての理解を深め、より効率的・効果的な議論を行うことができるよう、開催日程や運営手法など、他の自治体の事例も参考とし、更なる改善を図りながら継続すべきと考えるところである。

昨今の世界的な経済危機は、本市の市民生活にも大きな影を落としている。本報告書は、この時代の行政の在り方に対する多くの示唆を含んでおり、本報告書の内容を踏まえ、全職員の創意工夫で市民の理解や満足度の向上を図り、常に市民の目線、立場を考慮しながら、市政運営に尽力されるよう念願するものである。

会津若松市外部評価委員会	委員長	佐々木 篤信
	副委員長	五十嵐 聰子
	委員	長嶋 栄治
	委員	遠藤 久
	委員	築田 直幸
	委員	岡田 友子

2 外部評価対象施策

第6次長期総合計画の4つの重点的に取り組むべき政策や6つのまちづくりの基本政策の中から、外部評価により時代の要請や市民の意見を把握すべく各部マネジメントにて選定した3施策及び、外部評価委員会にて選定した5施策の計8施策を外部評価の対象とした。

評価対象は基本的に施策であるが、その施策を構成する事務事業についての意見も報告としてまとめたところである。

【行政選定施策】

部局名	外部評価対象施策	施策を構成する事務事業
健康福祉部	1-1-1-3 保育の充実	・ 保育所運営委託（入退所事務含む）
		・ 公立保育所運営事業
		・ 特別保育事業
		・ 民間保育園運営事業補助金
		・ へき地保育所運営事業
		・ 乳幼児健康支援一時預かり事業
		・ 保育所負担金賦課・徴収事務
		・ 会津若松市保育士会補助金
		・ 認定こども園整備事業
		・ 認可外保育施設助成事業
教育委員会	2-2-2-3 障がいのある子どもの教育の充実	・ 特別支援員事業
		・ 心身障がい児就学指導委員会経費
		・ 特別支援学級関係費
建設部	5-3-1-3 都市計画道路の整備推進	・ 都市計画道路 インター南部幹線
		・ 身近なまちづくり支援街路事業 藤室鍛冶屋敷線
		・ まちなみ環境整備事業 会津若松駅中町線

【外部評価委員会選定施策】

部局名	外部評価対象施策	施策を構成する事務事業
健康福祉部	1-2-2-3 高齢者自立支援の充実	・老人ホーム措置事業
		・緊急通報体制等整備事業
		・訪問給食サービス事業
		・成年後見制度利用支援事業
		・寝たきり高齢者等紙おむつ等給付事業
		・日常生活用具給付等事業
		・高齢者自立支援住宅改修事業
		・家族介護者支援事業
		・高齢者車いすタクシー利用助成事業
		・高齢者はり、きゅう、マッサージ等サービス事業
		・在宅介護支援センター運営事業
		・高齢者自立支援短期入所事業
		・託老事業
		・高齢者市民証発行事業
教育委員会	2-1-2-1 社会教育施設等の整備充実	・(仮称)生涯学習総合センター整備事業
		・(仮称)生涯学習総合センター維持管理費
		・少年の家維持管理費
		・子どもの森維持管理費
観光商工部	3-2-1-3 経営基盤強化への支援	・会津若松市中小企業相談所補助金
		・会津若松経営品質協議会負担金
		・市商店街連合会補助金
		・各種融資制度に対する預託金（市中小企業未来資金 融資制度預託金を除く）
		・県信用保証協会負担金
		・市中小企業未来資金保証融資制度預託金
		・各種信用保証料等補助金
		・計量業務
		・福島県貿易促進協議会負担金
		・日本貿易振興機構福島貿易情報センター負担金
		・会津たばこ販売協同組合補助金
		・地域総合整備資金（ふるさと融資）貸付事業

部局名	外部評価対象施策	施策を構成する事務事業
農政部	3-5-2-3 優良農地の確保と農地の有効利用	・耕作放棄地解消対策事業
		・農業振興地域整備計画推進事業
		・南原開発農地維持管理事業
		・農地利用集積事業
建設部	5-4-3-2 雨水排水施設の整備	・公共下水道事業（雨水）（特会）
		・溢水対策事業（水路改修事業）

3 評価区分及び考え方

施策の評価については、平成21年度行政評価実施要領の評価区分に基づき「拡充・維持・縮小」のいずれかを明示した上で、その所見を記載した。

評価区分とその考え方については、次のとおりである。

【施策評価】

評価区分	考 え 方
拡 充	施策として基本施策実現への貢献度が認められ、成果指標の推移や施策を取り巻く環境から、拡充する必要があると判断される場合
維 持	施策として基本施策実現への貢献度が認められ、成果指標の推移や施策を取り巻く環境が概ね順調に推移しており、現状を維持する必要があると判断される場合
縮 小	施策を取り巻く環境の変化などから施策の必要性や成果指標が下降しており、基本施策への貢献度が低く、縮小する必要があると判断される場合

4 外部評価結果

今年度の外部評価結果については次のとおりであるが、その内容については最終評価の参考として活用されたい。

また、施策に対する意見や、事務事業のあり方、方向性についての意見も附帯意見として各委員より指摘があったので、今後の市政運営の参考とされることを併せて希望するものである。

【結果一覧】

施策名	所管部課	評価結果
保育の充実	健康福祉部児童家庭課	拡 充
障がいのある子どもの教育の充実	教育委員会学校教育課	拡 充
都市計画道路の整備推進	建設部道路建設課	維 持
高齢者自立支援の充実	健康福祉部高齢福祉課	維 持
社会教育施設等の整備充実	教育委員会生涯学習課	拡 充
経営基盤強化への支援	観光商工部商工課	維 持
優良農地の確保と農地の有効利用	農政部農政課	拡 充
雨水排水施設の整備	建設部道路維持課	維 持

【行政選定施策】

施策名等	保育の充実	所管部課	健康福祉部児童家庭課
施策内容	保育に欠ける児童に対し、適切な保育を実施し、児童福祉の増進を図る。併せて保育環境等の整備充実を図り、保護者の就労と子育ての両立支援に努める。		
評価結果	拡 充		
評価内容	<p>保育環境の整備充実による子育て負担の軽減は社会のニーズが高く、施策としては「拡充」と評価する。</p> <p>ただし、いかに保育と教育の連携を図っていくか、検討が必要である。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労と子育て両立の環境整備を目指す当施策は、将来を見据えた少子化対策を国と地方が一体となって進めていく上でとりわけ重要な意味を持つ。 ○ 子育て負担が軽減されれば、第二子・第三子出生への可能性が期待でき、保育の充実はそのための一つの重要な位置を占めている。 ○ 子育てしやすい環境整備と女性が働きやすい環境整備は、社会的要請が高い。 ○ 幼稚園年齢に達した子どもの保育に対するニーズの高まりの中で、幼児教育を保育の中でどう確保するか、検討が必要と思われる。 ○ 市の保育所の待機児童がいなかったことは喜ばしいが、一部の保育所を除き入所率が100%を上回っており、人的余裕のある保育が望ましい。 ○ 認定こども園制度は、一貫した保育と教育を提供するものであり、縦割り行政の解消、財政支援、保育士と幼稚園教諭の研修・交流、家庭・地域の子育て支援に力を注いでほしい。 ○ 庁内における総合的な組織のあり方、保護者の就労形態の違いによる保育・教育内容の差異、ケースワーク機能への対応など、行政サイドでの実態の把握とサポートを組織的に行う必要がある。 ○ 認定こども園はハード整備に重きが置かれており、ソフトの面の補完が望まれる。 ○ 幼保連携型の認定こども園の充実を図ることが当面の課題克服となるが、少子化の中、潜在的な待機児童をいかに予測するかも大切である。 ○ 認定こども園は、正式な数字となって現れない待機児童がいる状況であることや機能面から将来の需要が高く、また、幼児教育の充実も図られるものではあるが、今後の少子化と人口減少を考えると待機児童を超える整備計画は保育環境整備に重点がおかれる感があり、設置箇所数の見直しも考える必要がある。 ○ 少子化に対し高齢化が進む中、保育施設に高齢者施設を併設することで将来の入園者の減少に対するリスクを減らしているという例がある。 		

施策名	障がいのある子どもの教育の充実	所管部課	教育委員会学校教育課
施策内容	心身に障がいを持つ児童・生徒が、適正な就学指導を受けられる教育環境を整備し、また、保護者負担の軽減を図る。		
評価結果	拡 充		
評価内容	障がいのあるなしに関わらず、十分な教育を受けるためには、支援体制の整備が必要であり、施策としては「拡充」と評価する。 今後、特別支援員等の増員だけではなく、質の向上も図るべきである。		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の協力を得るためにも、制度の背景・理念を市民にわかりやすく説明してほしい。 ○ 特別支援員の質の向上に向けた研修を是非実施してほしい。 ○ 対象となる子どもの数からすると、特別支援員の数は圧倒的に少ないと思われる。 ○ 会津は歴史的にも教育に力を注いできた地域であり、他地域以上に充実を図っていくべきである。 ○ 教育ボランティアによる支援体制作りが不十分と思われる。人員確保のための広報や登録していただいた方へのフォローが不足しているのではないかな。 ○ 障がいのあるなしにかかわらず、教育の充実のために支援員を増員し、きめ細かな教育をすることは、「人づくり」の観点から大切なものとする。 ○ 障がいをもった子どもが普通学級の中で教育を受けることは、互いに理解し合い、補いあう観点から望ましく、子ども達の学習の保障のためにも当然であるとする。 ○ 将来カウンセラーを目指す方などの教育の一環として、特別支援員や教育ボランティア制度を活用することを提案する。心理学を学んだ方が関わることで症状が改善した例もある。 ○ 特別支援員や教育ボランティアは、子どもから見れば同じであり、待遇を改善する必要があるのではないかな。 ○ 緊急雇用対策として特別支援員を雇用することは、厳しい雇用環境の中で市民にとって有用である。 ○ 緊急雇用対策として特別支援員を雇用することは、将来的には望ましくないため、子ども達のため安定した財源で配置してほしい。 		

施策名	都市計画道路の整備推進	所管部課	建設部道路建設課
施策内容	総合的な都市計画道路網を構築することにより、市街地交通の円滑化、都市防災の強化、地域環境の保全、更には主要な観光施設等を結ぶネットワークの構築を図る。		
評価結果	維 持		
評価内容	<p>市民の安全確保や利便性の向上のためには、都市計画道路の整備は重要であり、施策としては「維持」と評価する。</p> <p>ただし、現在の経済状況を踏まえ、新規事業を極力抑え、かつ継続事業についても更なるコスト削減に努めることに留意する必要がある。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効性、経費等を総合的に判断しての事業選択も必要ではないか。 ○ 長期的にはまちづくり事業や安全な通行機能の確保としては重要であるが、当面の観光事業振興や市民生活への緊急性から判断すれば、新規事業を極力抑え、継続事業については投資効果を無にしないために、更なるコスト削減を図り実施すべきと考える。 ○ 道路整備は生活が便利になる反面、まちの様子が変わるので、住民が中心になって考え、専門家のアドバイスも踏まえ、道路を造ってほしい。 ○ 人口減少・高齢化社会における望ましい道路のあり方、経済状況を考えた償還方法、観光資源「あいづ」を考慮するとはいえ地域住民を最優先にした道路についても検討してほしい。 ○ 道路の整備推進は、市にとって環境の構築、各施設間の繁栄や利便性の向上には欠かすことができないものであるが、道路整備に多大な労力や経費を費やすことには疑問が残る。 ○ 既に着工している道路は継続することが望ましいが、未着工の場所で道路整備を推進しなければならない場所も多く見られる。 ○ まちなかや観光中心の整備になり、都市防災の強化についても、十分に考えられているのか。 ○ 平成27年度に3事業を全て終わらせるのは無理があるのではないか。 ○ 事業費における起債の割合が大きく、将来の市政の重荷になるのではないか。 ○ インター南部幹線は、事業規模も大きく起債金額も多額であり、市民生活や観光客への影響も少ないと考えるので、縮小を検討してはどうか。 ○ インター南部幹線は、現在の道路を利活用するのが望ましい。 ○ 会津若松駅中町線は、事業費規模も小さく、市の実質負担も少ないことから実施に問題はないと思う。 ○ 会津若松駅中町線は、歩道も狭く歩きにくいので早期の着工が望ましい。 ○ 会津若松駅中町線は、駅前まちの顔であるため、城下町にふさわしい景観と利便性の高い道路整備が望まれる。 		

【外部評価委員会選定施策】

施策名	高齢者自立支援の充実	所管部課	健康福祉部高齢福祉課
施策内容	介護保険制度で提供できないサービスを補完し、介護保険対象外も含めて支援の必要な高齢者の福祉を確保する。		
評価結果	維 持		
評価内容	高齢者が地域の中で暮らしていくためには、地域の方々の力も借りた支援体制の構築が必要であり、施策としては「維持」と評価する。		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅介護制度は、ここ10年間に改正・見直しが繰り返され、複雑でわかり難い。制度の最新情報を市民に早くわかりやすく知らせるようにしてほしい。 ○ 地域包括支援センターは、地域の関係機関やスタッフと連携しながら、高齢者世帯やひとり暮らしの高齢者の状態を把握し、孤立させない仕組みを地域の中でいかに作っていくか、じっくり取り組んでいくべきである。 ○ 高齢者にとって、住み慣れた土地（地域）に自分の家で長く暮らせることが何よりの福祉であり、在宅で自立することは、それを長く続けることを可能とする。 ○ 高齢者本人の健康な生活の確保はもちろん、家族のためにも医療と介護の連携の下で充実した施策が望まれる。多くの事業が実施されており、状況が変化する受益者の要望に沿った形での実施が望まれる。 ○ 高齢者が安心して地域の中で生活できるような体制を整えていくことが大切であり、孤独死、老々介護、認知症介護、親を介護するための離職などの問題を少しでも解決するため、地域の方々の力を借りる仕組みづくりが大切ではないか。 ○ 高齢者の自立支援のサポーター養成講座を実施してはどうか。 ○ 義務教育にボランティアの要素を取り入れるなど、教育における意識付けも必要である。 ○ いまだに多くの方が満足できる支援を受けることができない状況であると推測されるため、今後、介護に関しては様々な事業の拡大が必要であると考える。 ○ 合併後の不均一を解消することは地域の差を是正することにつながり、重要であるが、託老事業のように有益な事業は残すことを考えてもよいのではないか。 ○ 家族介護者支援事業は、老々介護や家族介護の長期化に伴う事件が繰り返される現状において重要なものであり、高齢者の自立と言う視点からは相違するが、良い意味で施策の見直しが必要と思える。 ○ 高齢者市民証発行事業は、住基カードの活用を考えてはどうか。 		

施策名	社会教育施設等の整備充実	所管部課	教育委員会生涯学習課
施策内容	多様化する生涯学習において、子どもから高齢者まで誰もが自由に楽しみながら学べるような学習環境を整備することで、生涯学習の推進及び青少年の健全育成を図る。		
評価結果	拡 充		
評価内容	全市民が利用できる生涯学習の拠点の整備は、中心市街地の活性化など教育文化の観点を越えた面からも効果が期待できることから、施策としては「拡充」と評価する。		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性別・年齢・障がいの有無を問わずに誰もが持つ、尊厳のある人間として生きたいという願いを実現するために欠かせない環境を形成する取り組みとして、施設の充実は重要である。 ○ 「生涯」という言葉からは、高齢者がまずイメージされる。対象者として特に小中学生もプラスしてほしい。 ○ 全市民を対象とする施策にあって、社会教育の目的上、特に青少年が施設を活用するためには、更に多様な事業が大切である。施設の整備は第一歩であって、主たる目的ではないことを喚起することが重要である。 ○ （仮称）生涯学習総合センター整備事業は、長期総合計画における、まちづくりの基本政策の柱の一つである教育文化だけではなく、福祉健康から協働参画まで多くのテーマに貢献する事業であり、更に中心市街地活性化につながることも期待される。 ○ 市民の長年の願いであった（仮称）生涯学習総合センターが、早めに開館することは、とてもうれしく思う。施設の充実と多くの学びがある知的空間として、内容の充実を図ってほしい。 ○ 館内の施設整備について、ユニバーサルデザインの配慮は勿論されていると思うが、業者に任せると規格品を施工する場合があるため、利用者が実際の選定にかかわることができるような配慮を望む。 ○ （仮称）生涯学習総合センター維持管理費は、当然に必要な事業ではあるが、将来的に住民負担を強いるものであるため、省エネ対策なども検討してほしい。 ○ 時代に取り残されつつある、少年の家維持管理費、子どもの森維持管理費についても、引き続き大切な歴史ある事業である。 		

施策名	経営基盤強化への支援	所管部課	観光商工部商工課
施策内容	資金調達環境の改善や経営相談等による支援、経営品質への取り組み、更に国際経済への対応支援など、中小企業者の安定経営と経営基盤の強化、商店街の育成・振興を図る。		
評価結果	維 持		
評価内容	<p>地域経済が厳しい時こそ、中小企業者を支援していくことが重要であり、施策としては「維持」と評価する。</p> <p>なお、資金面だけではなく、あらゆる面から経営基盤強化の支援策を実施していくことが必要である。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大手企業の工場を誘致している本市は、現在の不況によって多くの労働者が職場を失い、危機的状況にある。このような中で、地元の中小企業者の経営基盤の強化はその影響を少しでも和らげるのに資する。 ○ 世界同時不況の影響などにより、企業活動の縮小や雇用調整の拡大化が懸念され、また消費者ニーズの多様化などから地場産業界も厳しい状況にある。資金面だけでなく、考えられるあらゆる面での経営基盤強化の支援策を実施してほしい。 ○ 現在、事業者にとって大きな問題の1つとして、緊急融資などの返済財源の確保と、資金繰りに窮した際の「貸付条件変更」後の追加融資がある。また、例えば電気自動車の普及など、新たな製品の普及に伴い業態変革を余儀なくされ、業界再編の伸展も予想される。このような、金融問題や業態変革は多くの会津の事業所を混乱に落とし込むことが懸念されるため、経営基盤強化の支援に力を入れていく必要がある。 ○ 「地域間格差」や「地域間競争」という言葉で表すことができるように、市独自の取り組みが必要と考えられるが、2つの事務事業のみと非常に少ない状況であるため、独自の新規事業の着手が必要と考える。 ○ 今後の地域経済の支援策が経営基盤強化につながるものと考えられる。 ○ 厳しい時代だからこそ市民の参加・協力を仰ぎ、知恵を絞り出すことが必要である。 ○ 会津若松市商店街連合会補助金は、毎年恒例のイベント等のもとより、各商店街が連携して市民に広く還元される新たな催しなどの展開を、市商店街連合会に提案してはどうか。 		

施策名	優良農地の確保と農地の有効利用	所管部課	農政部農政課
施策内容	農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保に努めるとともに、耕作放棄地の解消や担い手への集積など、農地の有効利用による生産性の向上を図る。		
評価結果	拡 充		
評価内容	農業は地域の基盤であり、農地の維持は、食料自給率の向上や食の安全、担い手の確保などの面からも成果が期待できることから、施策としては「拡充」と評価する。		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地が増加し続けた根本の理由は、経営的に引き合わない営農を断念する農家が後を絶たず、若い後継者が育たなかったところにある。 ○ 農業の担い手の高齢化が進む中で、現在の農地を耕作放棄地としない努力も必要である。 ○ 農業の6次産業化や農商工連携事業として、食料問題に対応すべき自給率向上、担い手確保のための農業振興策が盛んに行われているが、従来の土地利用型の農業振興ではなく、製造業型の水耕栽培や観光農園などが成功しているようである。 ○ 減反政策、農業者の高齢化、農産物の輸入等による農業収益の減収等々、社会の変化に伴う耕作放棄地の増加を見るのは心痛いものがある。 ○ 農業は食料を供給する基本であり、食料の自給率100%を目指すことは、当然の施策であるが、現状を鑑み、農業の土台である優良農地を確保・維持することは、避けて通れぬ農政上の要である。 ○ 耕作放棄地を優良農地に変えることは、大変な計画性と労力、費用が必要であり、優良農地を確保したとしても、有効利用ができなければ無駄な労力を費やしたことになるため、担い手の育成などにより再度耕作放棄地とならないような取り組みも必要である。 ○ 将来的には市民をはじめ、全国の方々に農地を開放して自給自足を推進し、また、担い手育成も含めた農業研修や事業の拡大を図るなど、営農に力を注ぐ基盤づくりを目指してほしい。 ○ 耕作放棄地解消対策事業は、作付けた景観形成作物の活用による、エコロジーなどへの新たな取り組みへの土壌ともなり、また、農村風景の再生にも貢献し、スローライフの形成にも役立つものと考えている。 ○ 耕作放棄地解消対策事業は、農地は製造業における機械装置と同様の生産設備であることから、農業生産物の収穫に適した本当の意味での優良な農地として活用できるよう再生してほしい。 ○ 農地利用集積事業は、規模拡大を図り効率的な農作業を行うことで、担い手農家の生産コストを抑えることができる重要な事業と考える。 		

施策名	雨水排水施設の整備	所管部課	建設部道路維持課
施策内容	雨水幹線や水路、道路側溝等の整備により、水路の通水断面を確保し、流下の能力を高め、降雨による溢水被害の解消を図る。		
評価結果	維 持		
評価内容	今後起こり得る異常な降雨等による被害を未然に防ぐため、長期的な計画に基づいた雨水排水施設の整備は重要であり、施策としては「維持」と評価する。		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幸いここ数年は被害が少なかったが、被害にあってからでは被害額は相当のものになると思われる。限られた予算の中においても、安心安全なまちづくりを進めてほしい。 ○ 非常にきめ細かく実地調査がされており、事業の優先順位も要領よく決められており、感心した。 ○ 環境破壊からか、ゲリラ豪雨等による雨水被害は年々増加傾向にある。緊急性を要する場所が多く見受けられるため、安全安心のまちづくりを目指し、今後も施設整備を進めてほしい。 ○ 雨水をじゃまもの扱いせず、中水の活用をも考慮し、集中する雨水の適切な管理、制御を行うべきである。 ○ 着実な整備が進められているのにもかかわらず、市民には十分に行っているようには見えていないため、文面による情報だけではなく、整備箇所を地図で具体的に示してはどうか。 ○ 市民の生命や財産を守るものであるため、事業費や特別会計の有無にこだわることなく整備を図ることは急務であり、全市の問題として市民の知恵も取り込む努力も必要である。 		

5 おわりに

本市における外部評価の取り組みについては、5年目を迎えたところであるが、今後の取り組みの参考として、次のとおり感想及び意見を述べる。

(外部評価制度への感想・意見)

- 外部評価制度の目的について、委員間で共通の理解を得る場が必要であり、その目的を最も効果的かつ効率的に達することが可能な進め方を考えることも必要となる。
- 他の自治体ではどのような方法がとられているか、予算・期間・スタッフ数等を比較検討し、本市の進め方の位置確認、改善の可能性を探ることが大切である。
- 構成する事務事業が多い施策と少ない施策との差があり、事務事業が多い施策の評価やコメントは難しい。また、施策の中に拡大すべき事務事業と縮小すべき事務事業があるため、施策全体への評価と個々の事務事業への評価との関係がわかるようにすることが必要である。
- 施策や事務事業の説明・質問の時間が足りず、委員会で資料を読みこなすことができなかった。開催回数が同じであれば、時間を多く取るか、評価対象を絞るべきである。
- 評価には内容の理解が前提となるが、当日資料を配布して委員に理解させる現在の方法は、肉体的・精神的に相当苦痛を与えている。内容をしっかり把握するために、資料となる「施策評価票」及び「事務事業評価票」を事前に配布してほしい。
- 当日の質問時間を短縮するために、「質問票」を用意して各委員が事前に事務局に送付することにすれば、要領の良い質疑応答が行われると思う。
- 事務局に個別の評価票を送る際に他の委員にも送付すれば、各委員の個別評価に対する理解がより深まる。
- 行政の施策に対してどのような内容で実施されているのか、外部の評価を得ることは、施策の透明性や良い面での専門性を高める点からも大変重要だと思う。
- 問題が生じたり、変更が望ましい施策を優先して評価対象としてはどうか。現状の手法では、外部評価の意味が薄らぐような気がする。
- 委員への施策の説明には、もっと多くの時間を費やしてほしい。また、より分かりやすい説明の仕方もあるべきである。
- 委員の評価方法について、コメント形式だけでなく、チェック形式や施策への満足度評価（A・B・C）も加えてはどうか。
- 市の全施策数に対する当該年度の外部評価対象施策数の割合を明示したらどうか。
- 評価のとりまとめについては、十分なる委員の意見の交換を踏まえることが重要であり、形式化しないように注意すべきである。

- 市民が心地よく安全安心に過ごせるまちづくりにあらゆる観点から目配せをすることが重要であるため、簡単にひとつひとつの事業を評価することは出来なかった。
- 事前に委員同士の合議の時間を設けると、委員会としての統一的な考えがまとまりやすく、会議の時間短縮にも効果があると思う。

參考資料

1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	佐々木 篤信	学識経験者等（会津大学教授）
副委員長	五十嵐 聰子	学識経験者等（前市総合計画審議会委員）
委員	長嶋 栄治	学識経験者等（司法書士）
	遠藤 久	学識経験者等（税理士）
	築田 直幸	市民公募委員
	岡田 友子	市民公募委員

2 会議経過

	開催日	協議内容等
第1回	8月4日	正副委員長選出 平成21年度外部評価の実施について説明 外部評価対象（2施策）について所管課説明・質疑 外部評価委員会による外部評価対象施策の選定
第2回	8月11日	第1回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（3施策）について所管課説明・質疑
第3回	8月21日	第2回外部評価対象（2施策）に対する評価・意見交換 外部評価対象（3施策）について所管課説明・質疑
第4回	8月26日	第2回外部評価対象（1施策）に対する評価・意見交換 第3回外部評価対象（3施策）に対する評価・意見交換 外部評価制度に関する意見交換 外部評価結果報告書（案）について説明

3 会津若松市外部評価委員会開催要綱

会津若松市外部評価委員会開催要綱

(平成17年6月13日決裁)

(平成19年6月1日一部改正)

(開催)

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 2人

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。